新	一	備考
	"	VIII V
海外事業資金貸付保険手続細則	海外事業資金貸付保険手続細則	
平成13年4月1日 01 - 制度 - 00033	平成13年4月1日 01-制度-00033	
沿革 (略)	沿革(略)	
平成28年10月24日 一部改正		
 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(平成13年4月1日 01-	 海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(平成13年4月1日 01-	
制度 - 00007。以下「約款(貸付金債権等)」という。)第38条及び海外	制度 - 00007。以下「約款(貸付金債権等)」という。)第38条及び海外	
事業資金貸付(保証債務)保険約款(平成13年4月1日 01-制度-	事業資金貸付(保証債務)保険約款(平成13年4月1日 01-制度-	
00008。以下「約款(保証債務)」という。)第35条の規定に基づいて、	00008。以下「約款(保証債務)」という。)第35条の規定に基づいて、	
海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項に	海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項に	
ついては、次のとおり定めるところによるものとする。	ついては、次のとおり定めるところによるものとする。	
第1条~第5条 (略)	第1条~第5条 (略)	
(償還金額及び償還期限確定の通知)	(償還金額及び償還期限確定の通知)	
第6条 保険契約者又は被保険者は、資金貸付が終了し、当該資金貸付に		
係る償還金額及び償還期限が確定したときは、約款(貸付金債権等)第	係る償還金額及び償還期限が確定したときは、約款(貸付金債権等)第	
12条第1項又は約款(保証債務)第12条第1項の規定に基づき、当該	12条第1項又は約款(保証債務)第12条第1項の規定に基づき、当該	
確定日から1月以内に、別紙様式第5による海外事業資金貸付保険の償	確定日から1月以内に、別紙様式第5による海外事業資金貸付保険の償	
還金額及び償還期限確定の通知書、同様式別表及び次の各号に掲げる書類を本店に提出するものとする。	還金額及び償還期限確定の通知書、同様式別表及び次の各号に掲げる書類を本店に提出するものとする。	
現在本品に近山するものとする。 一 海外事業資金貸付金債権等の取得の場合にあっては、送金事務を取	現を平角に延山するものとする。 一 海外事業資金貸付金債権等の取得の場合にあっては、送金事務を取	
り扱った銀行等が発行する送金を証する書類	り扱った銀行等(貿易保険法第37条第1項に規定する銀行等をいう。	
A DE LOCALIA DE LA CARROLLA DE DAMA	以下同じ。)が発行する送金を証する書類	
二 保証債務の負担の場合にあっては、保証債務に係る借入金又は公	二 保証債務の負担の場合にあっては、保証債務に係る借入金又は公	
債、社債その他これらに準ずる債券の発行により調達される資金につ	債、社債その他これらに準ずる債券の発行により調達される資金につ	
いて主たる債務者の受領を証する書類	いて主たる債務者の受領を証する書類	
第7条~第20条 (略)	第7条~第20条 (略)	
//DRAA a-+1 ==+4\	(/DRAA a + 4 = ± +)	
(保険金の支払請求)	(保険金の支払請求)	

新	旧	備考
第21条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款	第21条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款	
(貸付金債権等) 第25条又は約款(保証債務)第24条の規定に基づ	(貸付金債権等) 第25条第2項又は約款(保証債務)第24条第2項に	
き、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。	規定する期間に、別紙様式第 16 による海外事業資金貸付保険保険金請	
	<u>求書に</u> 次の各号に定める書類を <u>添付し、</u> 本店に提出するものとする。 <u>た</u>	
	だし、請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、第三号、	
	第四号、第五号、第六号ロ、第七号、第九号及び第十号の書類の提出を	
	要しない。	
一 約款(貸付金債権等)第3条のてん補危険の場合	一 保険金請求経緯書	
別紙様式第 16 による海外事業資金貸付保険保険金請求書に、別表	イ 請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式	
5に定める書類を添付したもの	第 17 による保険金請求経緯書	
	ロ 請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、次の事項の	
	内容を記載した書類であって様式任意	
	① 保険金請求に至る経緯	
	② 約款(貸付金債権等)の場合は海外事業資金貸付の相手方、約	
	款(保証債務)の場合は保証債務に係る主たる債務者(以下「資	
	金貸付の相手方等」という。)との取引の状況(保険金請求を行っ	
	た保険契約に係る資金貸付以外の取引の状況及び今後の取引の	
	見込み)	
	なお、取引の状況については、本保険金請求に係る貸付日前6	
	月間の償還日、償還金額、支払日、支払金額、貸付日を含む一覧	
	表(様式任意)を添付のこと。	
	③ 資金貸付の相手方等、保証人等から被保険者、質権者等が既に	
	受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況	
	④ 資金貸付に係る義務の履行に関し、資金貸付の相手方等が行っている。	
	ているクレームの有無及び被保険者の対応状況	
	⑤ 今後の回収見通し	
	⑥ 延滞利息の請求の有無(請求していない場合はその理由を記 #4\	
一	載) 一 所体力は溶解性促発性やないで、	
二 <u>約款(保証債務)第3条のてん補危険の場合</u> 別紙様式第16による海外事業資金貸付保険保険金請求書に、別表	二 <u>質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者</u> 以外の者が請求者である場合は、当該質権者又は譲渡担保権者からの	
が成様に第10による個外事業質金質的保険保険金請求責に、別表 6に定める書類を添付したもの	以外の有が請求有である場合は、自該負権有又は譲渡担保権有がらの委任状又は同意書	
こうできょう 一日 できません はいっこう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょ	<u>安田仏文は回息音</u> 三 未決済額が確認できる書類	
	<u>二 不依何額が確認できる書類</u> 四 一部入金がある場合は、入金が確認できる書類	

新	一	備考
	五 外貨建て資金貸付の場合は、為替換算率証明書	VIII V
	六 保険事故を証する書類	
	イ 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明書、その他外	
	貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類	
	ロ 信用危険の場合には、資金貸付の相手方等の現状を示す書類(破	
	産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等)、資金貸	
	付の相手方等への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面	
	及びそれを裏付ける書類	
	七 支払保証付案件については、その保証状の写し(L/Gの場合には、	
	その履行請求を行ったことを証する書類)	
	八 他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請	
	求状況等を証する書類	
	九 保険証券の写し(質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあって	
	は、保険証券)	
	十 償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類の写し	
	十一 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者	
	が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類	
	十二 その他参考となるべき書類	
2 一の資金貸付について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結してい	2 一の資金貸付について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結してい	
る場合にあっては、同時に請求するものとする。	る場合にあっては、同時に請求するものとする。	
3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、	3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、	
保険金 <u>を</u> 請求 <u>する</u> ものとする。	保険金 <u>の</u> 請求 <u>を行う</u> ものとする。	
第22条~第23条 (略)	第22条~第23条 (略)	
第24条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第31条第2項又は約款(保	第24条 被保険者は、約款(貸付債権等)第31条第2項又は約款(保証	
証債務)第29条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報	債務)第29条第2項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告	
告するときは、保険証券ごとに別紙様式第20による海外事業資金貸付	するときは、保険証券ごとに別紙様式第 20 による海外事業資金貸付保	
保険回収義務履行状況報告書及び履行の状況を証する書類を、保険金の	険回収義務履行状況報告書及び履行の状況を証する書類を、保険金の支	
支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を	払の請求がなされた日(第3項に規定する回収義務の履行状況報告を行	
行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該	った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通	
通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られ	知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られな	

新				旧		備考
なかった	場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに	本店に提出	かった場	合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本	店に提出す	
するもの	するものとする。		るものと	する。		
$2\sim4$	(略)		$2\sim4$	(略)		
	破保険者は、約款(貸付金債権等)第31条第1項又					
	第29条第1項に規定する認定を受けようとすると	•		529条第1項に規定する認定を受けようとするとき		
	1 による海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申			による海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請		
	記程に定める終了認定事由により債権を回収するこ ・証する書類(原則として、政府、地方公共団体又は			≧に定める終了認定事由により債権を回収すること ∃する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこ		
	記録の音類の原則として、政府、地方公共団件文は司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が			:9 の音頻 (原則として、政府、地方公共団体文はこ 法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特		
	明書等)を添付し、本店に提出するものとする。こ			書等 を添付し、本店に提出するものとする。この		
	金貸付の相手方等が同一である複数の債権について			貸付の相手方等が同一である複数の債権について、		
	ようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別	•		うとするときは、一の申請書の詳細を記載した別		
上、提出	けることができる。		上、提出	けることができる。		
第26条~第	[32条 (略)		第26条~第	32条 (略)		
H/1	Ph.I					
<u>附</u>						
<u>この改</u>]	Eは、平成28年11月1日から実施する <u>。</u>					
別表 1			別表 1			
ואלות ו			加权「			
提出先は、	本店とする。		提出先は、	本店とする。		
様式番号	提出書類	提出部数	様式番号	提出書類	提出部数	
1	海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険申込書	1 (1)	1	海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険申込書	1 (1)	
2	海外事業資金貸付(保証債務)保険申込書	1 (1)	2	海外事業資金貸付(保証債務)保険申込書	1 (1)	
	海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請	1 (1)	3	海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請	1 (1)	
3	求書	1 (1)		求書	1 (1)	
$\parallel 4$	海外事業資金貸付保険における他の保険契約の通	1 (1)	4	海外事業資金貸付保険における他の保険契約の追	1 (1)	
	知書	, ,		知書	, ,	
5	海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の予知書	1 (1)	5	海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の済知書	1 (1)	
	定の通知書			定の通知書		

新					備考	
6 - 1	海外事業資金貸付保険保険目的等譲渡等承認申請書	1 (1)	6 - 1	海外事業資金貸付保険保険目的等譲渡等承認申請書	1 (1)	VIII 3
6 - 2	海外事業資金貸付保険保険目的等譲渡等終了通知書	1 (1)	6 - 2	海外事業資金貸付保険保険目的等譲渡等終了通知書	1 (1)	
7 - 1	海外事業資金貸付保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	7 - 1	海外事業資金貸付保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	
7 - 2	海外事業資金貸付保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	7 - 2	海外事業資金貸付保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	
8 - 1	海外事業資金貸付保険保険目的等信託承認申請書	1 (1)	8 - 1	海外事業資金貸付保険保険目的等信託承認申請書	1 (1)	
8 - 2	海外事業資金貸付保険保険目的等信託終了通知書	1 (1)	8 - 2	海外事業資金貸付保険保険目的等信託終了通知書	1 (1)	
8 - 3	受益者変更通知書	1 (1)	8 - 3	受益者変更通知書	1 (1)	
8 - 4	責任財産限定特約付金銭消費貸借契約締結通知書	1 (1)	8 - 4	責任財産限定特約付金銭消費貸借契約締結通知書	1 (1)	
8 - 5	責任財産限定特約付金銭消費貸借契約貸付債権譲 渡通知書	1 (1)	8 - 5	責任財産限定特約付金銭消費貸借契約貸付債権譲 渡通知書	1 (1)	
8 - 6	信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書	1 (1)	8 - 6	信託及び流動化関連書類内容変更承認申請書	1 (1)	
9	海外事業資金貸付保険事情発生通知書	1	9	海外事業資金貸付保険事情発生通知書	1	
10	海外事業資金貸付保険(損失・危険)発生通知書	1 (1)	10	海外事業資金貸付保険(損失・危険)発生通知書	1 (1)	
11	海外事業資金貸付保険債権登録通知書	1 (1)	11	海外事業資金貸付保険債権登録通知書	1 (1)	
12	海外事業資金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)	12	海外事業資金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)	
13	海外事業資金貸付保険入金通知書	1 (1)	13	海外事業資金貸付保険入金通知書	1 (1)	
14	海外事業資金貸付保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	14	海外事業資金貸付保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	
15	海外事業資金貸付保険における保険金請求期間の 猶予期間設定申請書	1 (1)	15	海外事業資金貸付保険における保険金請求期間の 猶予期間設定申請書	1 (1)	
16	海外事業資金貸付保険保険金請求書	1 (1)	16	海外事業資金貸付保険保険金請求書	1 (1)	
17	海外事業資金貸付保険保険金請求経緯書	1 (1)	17	海外事業資金貸付保険保険金請求経緯書 (保険金請求額が 300 万円以下の案件)	1 (1)	
18	海外事業資金貸付保険時効中断承認申請書	1 (1)	18	海外事業資金貸付保険時効中断承認申請書	1 (1)	
19	海外事業資金貸付保険損失発生確認申請書	1 (1)	19	海外事業資金貸付保険損失発生確認申請書	1 (1)	
20	海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書	1 (1)	20	海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書	1 (1)	
21	海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書	1 (1)	21	海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書	1 (1)	
22	海外事業資金貸付保険回収金納付通知書	1 (1)	22	海外事業資金貸付保険回収金納付通知書	1 (1)	

			_		並具门体医-	手続細則・新旧対照表
	新			[H		備考
23 海外事業資金貸付	付保険回収費用負担請求書	1 (1)	23	海外事業資金貸付保険回収費用負担請求書	1 (1)	
24-1 海外事業資金貸付	寸保険権利行使等委任状	1 (1)	24 - 1	海外事業資金貸付保険権利行使等委任状	1 (1)	
24 - 2 海外事業資金貸付 一回収用)	付保険権利行使等委任状 (サービサ	1 (1)	24 - 2	海外事業資金貸付保険権利行使等委任状 (サービサー回収用)	1 (1)	
25 海外事業資金貸付	付保険回収納付金返還請求書	1 (1)	25	海外事業資金貸付保険回収納付金返還請求書	1 (1)	
26 不正競争防止法法	こ係る誓約書	1	26	不正競争防止法に係る誓約書	1	
注:提出部数欄の()内に	当を指示した資料及び部数による は、添付資料の数)用紙は、原則として、A4規格のも	うのとする。	注:提出音	本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による 数欄の()内は、添付資料の数 類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格の	ものとする。	
別表2~別表4 (略)			別表2~別	表 4 (略)		
Ditto (bbs on to bbs or the to	70017)					
別表5 (第 21 条第 1 項第 1 号	<u> </u>					
約款(貸付金債権	奎等)第3条のてん補危険の場合	<u> </u>				
提出書類	備考					
1. 保険金請求書 別	紙様式による保険金請求書					
2. 保険金請求経緯書 別	紙様式による保険金請求経緯書					
	金貸付の相手方が未決済額を確認					
	(債務確認書等)又は被保険者が未	決済額を				
	明した書類					
	還金額及び償還期限が確定して					
	、当該償還金額及び償還期限の確	定を証す				
	書類					
<u>類</u> 5. 保険事故を確認で(1) 約款 (貸付金債権等) 第 3 条第 :	1				
3.	号、第4号、第5号、第6号又同					
	該当する事由による保険事故					
	は、当該規制及び措置に関する					
	該事実を証する書類	1 1 1 1 I				
(2		号に該当				

		旧	子 が 神 列 ・ 利 山 刈 忠 衣 備考
	する事由のうち、借入国に起因する外貨		C env
	送金遅延による保険事故については、資		
	金貸付の相手方が外貨送金に必要な手続		
	を実施していることを証する書類(ロー		
	カル・デポジットの証明書の写し、外貨割		
	当申請書の写し等)		
	(3) 約款(貸付金債権等)第3条第8号に該当		
	する事由による保険事故については、そ		
	の事実を報道した新聞記事の写し等当該		
	事実を証する書類		
	(4) 約款 (貸付金債権等) 第3条第9号に該当		
	する事由による保険事故については、本		
	邦外において生じた事由につき、その内		
	容を証する書類		
	(5) 約款(貸付金債権等)第3条第10号に該		
	当する事由による保険事故については、		
	現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、		
	手続の開始を証する書類		
6. 損失防止軽減義務	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施し		
の履行を確認でき	たことを証する書類		
る書類	① 資金貸付の相手方に対する支払の督促を		
	確認できる書類		
	② 保険の対象である債権を時効としない措		
	置を取ったことを証する書類		
	③ 保証人がいる場合は、保証人に対し保証の		
	履行請求を行ったことを確認できる書類		
	④ 担保権の設定がある場合は、担保権を行使		
	したことを確認できる書類		
	⑤ 貸付契約等上の債権保全に係る権利を行		
	使したことを確認できる書類		
	⑥ 弁護士又は回収業者に債権の取立を依頼		
	した場合は、当該取立を依頼したことを証		
	する書類		

海外事業資金貸付保険手続細則・新旧対照表

	—————————————————————————————————————	旧	備考
	⑦ 資金貸付の相手方について、破産手続等が	IH.	Vm · J
	開始された場合は、債権届出を証する書類		
	及び(もしあれば)届出債権の認否を確認		
	できる書類		
	⑧ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容		
	を証する書類		
7. 保険証券	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合		
	は、保険証券の原本		
	(2) (1)において当該契約の変更や保険期間		
	の延長等により、変更承認証が発行され		
	た場合は、当該変更承認証の原本		
8. 質権者又は譲渡担	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質		
保権者からの委任			
状又は同意書	る場合		
9. 為替換算率を証す	外貨建て資金貸付の場合		
る書類(任意)	71ACCATALLA		
10. 保証状の写し	支払保証付き案件の場合		
11. 他の保険の請求状			
況を確認できる書			
<u>類</u>	場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険		
	と同様なてん補範囲となる保険が重複して契約なれている場合は、この表別の世界を表現である。		
	約されている場合は、その契約内容を確認で		
	きる書類		
	類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で		
代替することができん	<u>5.</u>		

	新	旧	備考
別表6 (第21条第1項第2	2号関係)		
 約款 (保証	債務) 第3条のてん補危険の場合		
	 		
提出書類	備考		
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書		
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書		
<u>3.</u> 未決済の事実及び	被保険者が求償権に基づき取得し得べき金額		
当該未決済額を確	について、保証債務に係る主たる債務者より		
認できる書類	未回収となっている額について、保証債務者		
	が当該未回収額を確認した書類(債務確認書		
Diament Land	等)又は被保険者が未決済額を表明した書類		
4. 償還金額及び償還	保証債務に係る主たる債務者の債務について		
期限が確定してい	償還金額及び償還期限が確定している場合		
ることを証する書	は、当該償還金額及び償還期限の確定を証す		
<u>類</u>	る書類		
5. 保険事故を確認で	保証債務を履行したことを証する書類及び次		
きる書類	の(1)から(5)までのいずれかに該当する書類		
	(1) 約款(保証債務)第3条第1号イ、ロ、ニ、		
	ホ、ヘ又はトに該当する事由による保険 事故については、当該規制及び措置に関		
	する法令等当該事実を証する書類		
	(2) 約款(保証債務)第3条第1号ハに該当す		
	る事由のうち、借入国に起因する外貨送		
	金遅延による保険事故については、保証		
	債務に係る主たる債務者が外貨送金に必		
	要な手続を実施していることを証する書		
	類(ローカル・デポジットの証明書の写		
	し、外貨割当申請書の写し等)		
	(3) 約款 (保証債務) 第3条第1号チに該当す		
	る事由による保険事故については、その		
	事実を報道した新聞記事の写し等当該事		

	—————————————————————————————————————	一	備考
	実を証する書類		VIII 3
	(4) 約款(保証債務)第3条第1号リに該当す		
	る事由による保険事故については、本邦		
	外において生じた事由につき、その内容		
	を証する書類		
	(5) 約款(保証債務)第3条第2号に該当する		
	事由による保険事故については、現地裁		
	判所の公告、破産管財人の決定等、手続の		
	開始を証する書類		
6. 損失防止軽減義務	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施し		
の履行を確認でき	たことを証する書類		
る書類	① 保証債務を履行したことにより取得した		
	求償権を時効としない措置を取ったこと		
	を証する書類		
	② 保証債務に係る主たる債務者について、破		
	産手続等が開始された場合は、債権届出		
	等、当該国その他の外国の法令に定められ		
	た措置その他これらに準ずる回収のため		
	に必要な措置を講じたことを証する書類		
	③ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容		
	を証する書類		
7. 保険証券	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合		
	は、保険証券の原本		
	(2) 上記(1)において当該契約の変更や保険		
	期間の延長等により、変更承認証が発行		
	された場合は、当該変更承認証の原本		
8. 質権者又は譲渡担	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質		
保権者からの委任	権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者であ		
<u>状又は同意書</u>	<u>る場合</u>		
9. 為替換算率を証す	外貨建て資金貸付の場合		
る書類(任意)			
10. 保証状の写し	支払保証付き案件の場合は、当該保証状の写		

海外事業資金貸付保険手続細則・新旧対照表

新	旧	備考
し及び保証人に対し履行請求を行ったことを		
証する書類		
11. 他の保険の請求状 同一の保証債務について、日本貿易保険との		
況を確認できる書 間で別の保険契約が締結されている場合又は		
<u>類</u> 民間損害保険会社との間で貿易保険と同様な		
てん補範囲となる保険が重複して契約されて		
いる場合は、その契約内容を確認できる書類		
注:ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で		
代替することができる。		